

○ 米トレサビリティ法に基づく命令及び省令の一部を改正する案に対する御意見の概要及びそれに対する考え方

番 号	御意見の概要	考え方
1	<p>押印がなくなった身分証に関して、事業者等からその真贋を問われた場合には、どのような説明ができるかと想定しているのか。</p>	<p>本命令及び省令については、行政運営に係る手続の効率化等の観点から公印を廃止するものであり、立入検査を受ける方から身分証明書を発給した部署に対して、当該証明書に記載の発給番号を問い合わせさせていただくことで、身分証明書及び職員が真正であることは担保されていると考えます。</p>
2	<p>身分証から公印及び押出印の押印が廃止されたが、それに対応した偽造防止策が取られていないのは不適切ではないか。</p> <p>当該身分証を持つ職員は食品の製造や加工を行う現場に立入可能である。フードテロ防止の観点から、今回の改正を機に偽造防止対策を施した身分証を新たに規定すべきではないか。</p>	
3	<p>意見募集の期間は令和2年11月25日から11月30日までと非常に短い。</p> <p>また、意見募集の期間から、公布及び施行までが非常に短期間である。意見募集を行うならば、十分に期間を設けることが必要なのではないか。適切な対応といえるのか。</p> <p>旧様式は、当分の間、これを取り繕って使用す</p>	<p>本命令及び省令については、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を受けて、所管の命令及び省令の様式等において求めている押印を廃止するものであり、申請者等の負担軽減、行政運営に係る手続の効率化等の観点から、迅速に措置することとされております。</p> <p>改正命令・省令附則第2条第1項では、改正命令・省令の施行の際、現にある旧様式による証明書は新様式による</p>

	<p>ることができることとされている。</p> <p>身分証の有効期間がないので、一度発行したものは、更新することがない。旧様式で発行されている身分証は、何か手当をしなければ、無効となるのか。それとも改めて発行する必要が生じるのか。</p>	<p>ものとみなす旨規定しているため、旧様式による証明書は、特段の手段を講じなくても引き続き有効ですが、人事異動等を機に適宜新様式への移行を推進してまいります。</p>
4	<p>必ずしも大臣印が無ければならないというわけではないと考えるが、しかし、刑法及び民法において機能する様な「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」は存在すべきと考える。絶対的に、である。(まあ、それらがなくて、これまで存在していた法的機能である「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」を偽造等した際におけるペナルティを実現出来るのであれば、なるほど代替は可能となるであろうが、正にそのように記述されているものについてそれ以外での代替を行おうとしても通常無理であろうから、無理であろう。これまでの機能を実現するためには、絶対的に、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」が存在する必要がある。) であるので、なるほど、確かに、大臣印については不適切と思われるような理由があったのかもしれないが(属人的な処理とすべきでない等の理由はありうるであろう)、</p>	<p>本命令及び省令については、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、所管の命令及び省令の様式等において求めている押印を廃止するものであり、申請者等の負担軽減、行政運営に係る手続の効率化等の観点から措置するものです。</p>

では代替として、農林水産省又はその一部部署もしくは当該部署の長の押印・印章を付するようにされたい。

そうでないと、法制度的に、デグレードの発生があるとなるので、それくらいは行うようにされたい。

なお、使用する台紙について、予め印章を付すか（手続きとして不可能ではないはずであると考え）、あるいは半自動で押印すれば、全く同じ事務処理手続きを行う事が可能であるはずであるが、そうすると、公務所の印章等を付さないのは、単純に、より社会を、公的機関が発行する、免許等に関係する、ある書類についての正当性・公正性を劣化させるだけの、全く悪としかならない事であるとなるはずであるが、行政機関においては、判断の健全性・適切性が求められるはずであるので、健全な思考により、書類には、従前どおりの大臣印等を付すか、あるいは、農林水産省等の公務所の印が付されるようにされたい。

…と、機械的な指摘であって、反論は絶対に不可能なものであるはずであるが、それでも、印章又は署名、を、公的書類から排除していきたいので

あろうか？現政権は。
だとすると、それは、間違いなく、正気とならないものになるかと思われるのであるが、そうでないのであれば、印章又は署名については、基本として付すようにされたい。（なお、本改正の発端になったと思われる閣議決定については、刑法等における印章又は署名の排除についての法的な効果の考慮や説明が欠けており、また押印（さまざまな付属的な物理的・技術的な要素が存在するものである。印鑑、印章形状、インク、台紙、押す強さ、下敷き、にじみ、行った場所、行った日時他。これらは鑑識対象となるものである。）や署名による、物理的・技術的な面からの保護機能（準備・偽造への障壁）（なお、準備を行うという事については、窃盗や、予備罪（未遂罪）の成立がある。）についての考慮も欠けており、また廃止に際して同時に提供されるべき代替となる手法についての提示も無い事から、なるほど、中期的な方針としてはともかく、今すぐという形で、正当性・公正性・安全性を無視して（公安面で大きな被害が発生すると察される。というか、手続きとして論外であると考える。）、廃止を実施するのは、公共の福祉を害するものであると察されるものであ

り（安全・公正性・公安は、確実に、公共の福祉であるはずである。）、国として許されざる事であると考え。既に電子申請においては、適切な電子署名（※電子「署名」である。公的な手続きにおける意思表示においてはそのようなものがあるべき、という事が示されているようなものであろう。）を利用しての手続きについては、押印又は署名を行った手続きと同等の効果がある様な手続きとして認められているのであるが、その様な代替となる手法の採用の措置も無く、単に、申請・届出を行う者の、押印又は署名を廃止する様な制度改正は、行わないようにされたい。）

ここまで道理・合理で示して（本意見募集の改正対象については、書類様式・台紙についての措置を講じる事で、公務所等の印章があっても処理手続き的に何らデメリットが生じない事を示している。）、それでも、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」を全く廃止してしまうのであれば（※繰り返すが、大臣印を廃して他のその様なものを使うようにする、というのは可であると考え。）、それはもう、法的・行政的な面で、ゾンビや癌細胞というようなものであるという判断を免

	<p>れ得ないものになると考えるが（表現は悪いが、要するに、全く合理的でなく、しかもいかなる批判にも動じずに問題行為を行うもの、という様な認識をされたい。）、国・公務員においては、健全な判断（書いておくと、要するに、対象書類について、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」を付する事）を行っていただきたいと考える。</p>	
--	---	--